

第 591 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 12 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 23 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 591 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。出席予定の全ての委員がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 591 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、14 名全委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。早いもので師走ですが、まだ社会情勢の不安もあります。11 月 30 日に農業者年金の加入推進研修に参加しまして、65 歳までの加入可となることや、加入目的では老後の収入のほか、税務対策の理由もかなり多いようです。メリットは有るので、若い人の加入を期待します。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 591 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。9 番茂木比呂志委員、10 番森田泰彰委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p>

渡邊委員	<p>といたします。議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、8番 渡邊和巳 委員、お願いします。</p> <p>議案第1号1番の申請地を12月6日に確認しましたので、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、天神山コミュニティセンターより南方向へ約1.2kmの地点に位置にする農地であります。</p> <p>申請理由は、農地改革により義務者、権利者間で売り渡しされたはずの申請地が、登記がなされず現在に至っております。今回、相続により引き継いだ義務者より、このまま次の世代に引き継ぐことは好ましくないと考え、所有権移転登記を行うため本申請に及んだものであります。営農計画は、ブルーベリーの栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。本申請は、昭和22年から25年にかけて行われた農地改革により売買されたはずの農地が、所有権移転登記されず現在に至っているとの相談が申請者よりございました。</p> <p>農業委員会で保存しております「買収計画書」及び「売渡計画書」を確認しましたが、売買された事実は確認できなかったことから、農地法第3条の許可を得て所有権移転登記を行うための申請であります。申請地は、農用地区域外の農地であり、面積1,001㎡、権利者の耕作面積は13,349㎡であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質</p>

	<p>疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明は、9番 茂木比呂志 委員、説明をお願いします。</p>
茂木委員	<p>議案第1号2番について申請地を12月1日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、関豊連絡所より北方向約500mの地点に位置にする農地であります。申請理由は、相続で取得した農地ですが遠方で耕作を続けていくことが難しいため売却することとし、権利者の自宅近くで自作地にも近いことから、規模拡大のため取得しようとするものであります。営農計画は、サツマイモの栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。義務者は、相続により取得した農地ですが、遠方で農機具も無く耕作を行っていくことができないことから売却を考え、権利者の自宅近くで自作地にも近く耕作に便利であったことから購入しようとするものであり、売買による所有権移転の本申請であります。申請地は、農用地区域外の農地105㎡、権利者の耕作面積は8987.11㎡であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

	<p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも9番 茂木委員、お願いします。</p>
茂木委員	<p>議案第1号3番について申請地を12月1日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、関豊連絡所より北方向約500m地点の「○」で囲んだ区域に点在する農地であります。</p> <p>義務者は2番と同じで、相続で取得した農地を耕作していくことが難しいため売却するものであり、権利者は申請地の自宅近くで自作地にも近いことから、規模拡大のための取得であります。営農計画は、水稻及び野菜の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。義務者は、2番と同一人であり、相続により取得した農地ですが、離農のため売却するものであり、権利者は自宅近くで自作地にも近く耕作がしやすいことから、売買による所有権移転の本申請に至ったものであります。申請地は、農用地区域内農地を含む16筆合計9,056㎡、権利者の耕作面積は33,964㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

小柴委員	<p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴賢次郎 委員、お願いします。</p> <p>議案第1号4番について申請地を12月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、環小学校より東方向約2.6kmの地点に位置にする農地であります。義務者は、高齢のため自ら耕作を行うことが出来ず、権利者をお願いしておりましたが、今回、譲り渡すことで話が纏まり、贈与による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。義務者は高齢で労働力もないことから、権利者に耕作を委託しておりました。権利者は、耕作を行ってきたこと、また自宅に隣接していることから譲り受けることで話が纏まり、贈与による所有権移転の申請に至ったものであります。申請地は、農用地区域外の農地968㎡、権利者の耕作面積は7,565.08㎡であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

<p>茂木委員</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号5番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、9番 茂木委員、お願いします。</p> <p>議案第1号5番について、申請地を12月1日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、関豊連絡所より北西方向約1.2kmの地点に位置にする農地であります。</p> <p>義務者は、相続で取得した農地ですが遠方なうえ高齢となり耕作を行うことが難しいため売却することとし、新たに法人を設立し農業経営を計画していた権利者と話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、ブルーベリーの栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。義務者は、相続により取得した農地ですが、市外に在住し高齢であるため耕作できないことから売却するものであります。権利者は、法人を設立し、農業経営を開始するため農地を購入しようとするものであります。法人が農地を取得しようとする場合、農地所有適格法人の要件を満たすことが必要であります。本日、お配りいたしました説明資料をご覧ください。権利者の事業計画を抜粋したものでございます。</p> <p>【別紙資料のとおり説明 ・法人概要(設立日付、事業目的、年度、役員) ・事業計画(規模、生産量、収支計画、労働力2名内訳(経理マーケティングを含む従事1名と現場作業従事1名) ・農地所有適格法人要件確認(形態、事業、議決権、役員)】</p> <p>以上により、権利者は農地を所有する資格が現状では備わっていると考えます。</p>

	<p>申請地は、農用地区域外の農地 1,447 m²、権利者の耕作面積は 0 m²であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積 1,000 m²を超えているため、基準を満たしております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
佐久間委員 事務局(山口)	<p>この会社はこの土地以外で何か栽培などしているか。 全くの新規でこの土地で始めると聞いている。この結果により、拡大できたらと考えているようだ。</p>
澤邊委員 事務局(山口)	<p>申請人の年齢は。 55歳となっている。</p>
議長	<p>質疑は以上ということですので、採決に入ります。 議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後護 委員お願いします。</p>
大後委員	<p>議案第2号1番については、令和3年10月22日付け使用貸借権設定の許可を取消し、権利者を変更し改めて申請するものです。申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向約1.4kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者の息子夫婦は現在、賃貸住宅に居住していますが、将来的な親の介護や子育ての協力を得ることの都合を考え、両親の居宅に近い</p>

議長	<p>位置にある申請地に住まいを移すため、本件土地での転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。本案件は、令和3年9月6日開催の第588回農業委員会総会に付議され農地法第5条許可を得ましたが、権利者の諸事情により令和3年11月18日当事者双方の連署により許可取消願いが提出され、許可処分を取消を行ったことを報告させていただきます。今回、土地所有者である許可取消しをした権利者の母親が、認知症を患ってしまい、意思疎通の関係で金融機関での融資を受けることが難しくなったため、権利者を父親に変更して改めて所有権移転の申請しようとするものです。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は前面道路本管より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水管を経て水路に放流します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番につきまして、こちらの担当委員は私です</p>

平野委員	<p>ので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第2号2番について、申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より南東の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の隣接土地にて工場を操業しており、工場敷地内での作業効率の向上を図るため、工場敷地として転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水はかずさ水道より引き込み、汚水・雑排水については合併浄化槽を経由し、雨水とともに排水路へ放流します。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっております。添付書類から確認済みです。工場敷地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号3番につきまして、こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号3番について申請地を12月5日に確認しましたので、</p>

	<p>説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。中央公民館より南の方向約 400m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の隣接土地にて電気工事業を経営しており、取り扱っているリサイクル商品・交換商品の引き取りが増え、置場に苦慮していたところ、義務者から維持管理上の問題から所有農地の売却の話があり、引取品の置場と従業員等の駐車スペースとして所有権移転を伴う転用申請をすることとなりました。この土地は住宅地の中の農地となっており、周辺農地には全く影響がないと思われます。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。倉庫・駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 2 号 3 番は承認されました。</p> <p>次に、議案第 2 号 4 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、2 番 澤邊委員 お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 2 号 4 番について、申請地を 12 月 5 日と今日、確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご</p>

	<p>覧ください。浅間山運動公園より北西の方向約 1.4km に位置する、県道佐貫停車場線沿いの農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の隣接土地建物をイベント会場として購入手続きをしており、申請地を敷地内の駐車場として利用するため所有権移転を伴う転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており全く問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
佐久間委員	<p>次に、議案第2号5番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、5番 佐久間委員 お願いします。</p> <p>議案第2号5番について、申請地を12月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。峰上出張所より南の方向約3.0kmに位置する農地であります。</p>

	<p>権利者の経営する神社は現在、山の頂上に建っており、大雨により土砂崩れを起こす可能性があり、また、一昨年台風により神社の一部が壊れたため、集落に近く、平地になっている本件土地に移転するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みは無く、汚水については簡易トイレを設置し、雨水は排水管を経て道路側溝に排水します。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。神社用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは、一括方式ということで、農用地利用配分計画を含めた、農用地利用集積計画を審査するものであります。</p> <p>なお、この議案には、澤邊治之委員及び鈴木伸江委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の規定に</p>

より、澤邊委員、鈴木委員につきましては、一時退席をお願いします。

【澤邊委員・鈴木委員 一時退席】

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局（山口）

議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。4ページをご覧ください。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和3年第8次の農用地利用集積計画案となります。利用権の設定・転貸を受ける土地でございますが、整理番号 3-8-1 利用権の設定を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] [REDACTED] 田 2860 m²、転貸を受ける者 [REDACTED] [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間 20 年の新規契約であります。以下 7 頁まで、合計で、貸し手 28 名、借り手 7 名 筆数 72 合計面積 83,010 m²であり、個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。

なお、表の右から 3 欄目の借賃欄の標記単位ですが、整理番号 3-8-9 までの単位は円でありまして、整理番号 3-8-11 以降は俵数の単位で記載されております。

次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。1 頁から 56 頁迄が、貸し手 28 名の集積計画各筆明細書でございます。57 頁から 64 頁までが、借り手 7 名の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。確認ですが、賃料欄は 9 番までは円、以降は俵数とのことです。質疑に入ります。ご質疑ございますか。

（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。

議長	<p>【澤邊委員・鈴木委員 入室、着席】</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>まず、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出でございますが、長屋住宅用地として農地転用するもので、面積は合計で1545.59平方メートルです。</p> <p>次に、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番と3番は専用住宅として所有権を移転するもので、面積は1番が合計で522平方メートル、3番は131平方メートルです。2番はコンビニエンスストア用地として賃借権を設定するもので、面積は1,542平方メートルです。4番は駐車場として所有権移転するもので、面積は合計で1,550平方メートルです。5番は資材置場として所有権移転するもので、面積は121平方メートルです。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局（樋口）	<p>（農業者年金加入推進に関する連絡）</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第591回の定例農業委員会を終了します。な</p>

	<p>お、次回の農業委員会総会は令和4年1月5日水曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。</p>
--	--

閉会 午後2時23分